

<論文>

聖書文学学会声明文をめぐる諸問題

新 免 貢

はじめに——問われるアカデミズムの叡智と表現言語——

二〇二三年十月七日、ガザ地区 (the Gaza Strip) を実効支配するイスラーム抵抗運動組織ハマース¹とイスラエル軍との軍事衝突が勃発し、八か月以上の時が経過した。

「天井のない監獄」とも呼ばれるガザ地区は、人口約二三〇万人 (アルジャジーラ発表、注4参照)、地中海東沿岸に位置する南北四十一キロメートル、東西十キロメートルの細長い地域である。外務省発表によれば、面積三六五平方キロメートルは福岡市よりやや広く、ガザ市の人口密度は一平方キロメートルあたり一万人を超えている。経済封鎖、空港の破壊、港湾からの輸出禁止、エジプトに通じる陸路の閉鎖、電気の使用制限、上下水道設備の破壊、高い失業率、病院の機能停止などといったガザの悲惨な現実はどう対応するかが国際社会の緊急課題となっている。

CNNの報道によると、イスラエルとハマースとの戦闘が始まって以降、ガザでの死者数は三万五千人を超えたとパレスチナ健康省は発表した (二〇二四年五月十三日)²。死者数のさらなる増加が今後懸念される。停戦や和平への道が国際社会において模索されているが、目下のところ、その実現には至っていない。こうした中で、学問世界はただ手を拱くしかないのか。

¹「ハマース」は、周知のように、「Ḥaraka al-Muqāwama al-Islāmiya」の各語の頭字の組み合わせである。アラビア語の単語としての“حماس” (ハマース) は、「熱狂」、「熱情」、「闘志」などを意味する (*The Arabic-English Dictionary: The Hans Wehr Dictionary of Modern Written Arabic*, ed. by J. M. Cowan, Spoken Languages Services, Inc., 1979, p. 239)。ハマースは、一九八七年十二月、イスラエル側の占領に対するパレスチナ人側の蜂起「インティファーダ」が激化する中、イスラーム同胞団 (一九二八年、エジプトで結成) によって創設され、急速に幅広い支持を獲得した。イスラームの共有地——「ワクフ」(「寄進財」の意)——としてのパレスチナ奪還とイスラーム国家樹立を目的とするその運動理念は、全三十六条から成るハマース憲章 (Mithāq Ḥaraka al-Muqāwama al-Islāmiya) ——西暦一九八八年八月十八日 / ヒジュラ暦一四〇九年ムハッラム月一日——に明記されている。同憲章の日本語訳全文、並びに、成立背景と意義に関する重要な先行研究として、鈴木啓之「ハマース憲章全訳——ハマース抵抗運動の一側面へのアプローチ——」(『アジア・アフリカ言語文化研究』八十二、二〇一一年、六十一—九十三頁)、及び、清水雅子「ハマース結成の理念——『イスラーム抵抗運動「ハマース」憲章』」(『イスラーム世界研究第四巻 一—二号』二〇一一年三月、四四—四七五頁) を挙げる事が出来る。

² <https://www.cnn.co.jp/world/35218812>. 二〇二四年五月十三日最終閲覧。

いや、そうではあるまい。学問もまた、人間存在の表現である以上、直接的に過酷な戦争状況の中に身を置いていなくても、人間同士の生存をかけたせめぎ合いを注視しながら共存の合意を構築していただくの叡智と表現力が求められている。それがまた、活性化された学問研究へと道を開くことにつながるであろう。

ジョージア州アトランタに本部を置く聖書文学学会（The Society of Biblical Literature）——以下、SBL——は、今回の武力衝突——衝突自体は、周知のように、これまでも繰り返されてきた——を憂慮する三つの声明文を発表した。軍事衝突から、わずか一か月の間に責任ある有力学会が声明文を三度にわたって発表したことは異例の事態であると考えられる。アメリカ合衆国内の諸大学キャンパスでは、イスラエルを支持する学生とパレスチナを支持する学生との間で緊張が高まる中、ユダヤ人学生襲撃事件が発生し、パレスチナ側を支持する学生の就職に対する影響も出始めていると伝えられている³。これらのことを考慮に入れるだけでも、国際政治絡みの当面のパレスチナ情勢に関して踏み込んだ声明文を聖書学会としてのSBLが発表したことは注目に値する。

それゆえ、筆者は、軍事衝突が現在進行中のこの時機を捉えて、聖書学的観点やイスラーム研究の成果を取り入れつつ、声明文に内包されている諸問題を論じることは有意義であると認識する。本稿は、共存の合意を地道に形成するプロセスとして、人命尊重の共有、及び、紀元前二千年紀にさかのぼるガザの歴史的側面にも留意した人文学的知見が根本的に必要であるという認識に立ち、アカデミズムに問われている最低限の叡智と学問的に裏付けられた表現言語のほんの一部となることを期するものである。

1. イスラーム世界との距離感

最初に、今回の武力衝突を論じる場合、カタールのドーハに本社を置くアルジャジーラと、イスラエル寄りの欧米系マスコミ各社との間には、報道内容と報道姿勢に違いがあることを認識しておく必要がある。後者の報道内容にはイスラーム世界との距離感が表れていることは否めないように思われる。たとえば、二〇二三年十月七日-二十九日における犠牲者数や負傷者数は、アルジャジーラの発表とイスラエル寄りの欧米系のマスコミ各社の発表との間には大き

³ Rachel Treisman & Elissa Nadworny “U.S. students are clashing over the Israel-Hamas war. What can colleges do?,” in *NPR*, Oct. 23, 2023. なお、『無礼な儀礼の数々——パレスチナと学問の自由の制限の数々』（Stephen Salaita, *Uncivil Rites: Palestine and the Limits of Academic Freedom*, Haymarket Books, 2015）は、イスラエル批判が失職のリスクを伴うことをありのままに記述している。この意味深長な表題の告発本の著者スティーヴン・サライタは、四五〇人の子どもを含む、二千二百人以上の人々が犠牲となったイスラエル軍のガザ侵攻（二〇一四年）をツイッター上で非難したことが原因で、着任直前に一流大学正教授への道を絶たれたアラブ系アメリカ人研究者である。

な隔たりがある⁴。アルジャジーラによれば、イスラエル寄りの欧米系マスコミの多くはイスラエルの自衛権を弁護し⁵、ハマース側が市民を人間の盾として利用しているとする論点に立っている。

このことに関連して指摘されねばならないのは、イスラーム世界に対する西側 (the West) の距離感と偏見の根深さである。以下は、文豪ゲーテ (一七四九—一八三二年) 作『ファウスト』第一部 (一八〇八年発表) の「市門の前」の一節である。日本語訳の底本はマイヤー版ゲーテ著作集第五巻⁶である。

第二の市民：日曜や祭日には何よりも、戦争と呐喊の話が一等ですな。

尤も、それが遠くの方のトルコかなんかで、

戦い合っている場合のことですがね。

こちとらは窓ぎわで一杯あおりながら、

色とりどりの舟が河を下ってゆくのを眺めている。

やがて夕方には心楽しく家へ帰って、

天下泰平を祝ぐ寸法でね。

第三の市民：さよう、さよう、私とその流儀ですよ、お隣さん、

よその連中はお互に頭をぶち割り合うも結構、

てんやわんやの大混乱も結構でさあ。

ただわが家だけは願わくは事なかれかしですなあ⁷。

「遠くの方のトルコかなんかで戦い合っている場合のことですがね (Wenn hinten weit in der Türkei, Die Völker auf einander schlagen)」⁸ という第二の市民の発言と、自分たち「お隣さん

⁴ Mat Nashed, “Western coverage of Israel’s war on Gaza – bias or unprofessionalism?,” Aljazeera, 29 Oct 2023. <https://www.aljazeera.com/news/2023/10/29/western-coverage-of-israels-war-on-gaza-bias-or-unprofessionalism>. 二〇二四年二月十五日最終閲覧。

⁵ Alexander Flores, “Oslo: A Model for peace in the Middle East?: Israel and the Palestinians,” in ed. by Kai Hafez, *The Islamic World and the West: An Introduction to Political Cultures and International Relations*, trans. by Mary Ann Kenny from *Der Islam und der Westen. Anstiftung zum Dialog*, Leiden: Brill, 2000, pp. 189–203.

⁶ Hrsg. von Karl Heinemann. *Goethe Werke V*, Meyers Klassiker-Ausgaben, Bibliographisches Institut, 1900, s. 53.

⁷ 相良守峯訳『ファウスト』岩波文庫、二〇二二年第八十一刷、六十四–六十五頁。

⁸ 森鷗外訳 (一九一三年) は、主語 “Die Völker” の含意を忠実に引き出し、「…余所の兵隊同士がぶち合っているのが面白いじゃありませんか」と訳している。“Volk” は十八世紀においては、依然としてその廃れた意味を含んでいたかもしれないとドイツ文学者アルブレヒト・シェーネは自らが編集した『ファウスト』ドイツ語版テキストの注解書において解説している。Hrsg. von Albrecht Schöne, *Johann Wolfgang Goethe: Kommentare*, 4. überarbeitete Aufl., Deutscher Klassiker Verlag, 1994, s. 232. ここでは、「人々」あるいは「民族」が言語上「軍隊」と同じであることが注目される。

(Nachbar)』同士と「よその連中 (sie)」とを分ける第三の市民の言い方は、見知らぬ遠くのはずれのトルコで何が起きようが、こちらには関係はなく、自分たちが中心に位置し、それ以外は「遠くのはずれ」にあるという距離感の表れとも解せる。中東の政治・経済状況に詳しい専門家トーマス・シェッフルー（ノートルダム、バイルートなどで招聘教授）は、上述の科白にヨーロッパ側のイスラーム世界に対する偏見や忌避が表れているとするが、それは必ずしも的外れではなさそうである⁹。欧米側は、自分たち「お隣さん」同士と「よその連中」とを分ける枠組みの中で別世界のイスラームをテロと結びつけ、異なるテロ理解と論理に立つイスラーム急進派の動向を警戒しているのかもしれない。それが今回の軍事衝突をめぐる欧米側の報道にも感じられる。

2. SBLの基本姿勢

SBL（一八八〇年創設）は、北米圏を中心に、ヨーロッパ諸国、北欧諸国、アジア諸国、南アなどを含む世界各地から、国境や人種や文化の違いを越えて、七千名以上の学者・研究者たちが集まって構成されている。ホームページ上で明記されているように¹⁰、SBLは、大学教育とも連携しながら、様々な研究分野に基づく聖書の批判的研究に打ち込む伝統ある国際学会である。学会員は、各自の年収の額に応じて、年度ごとの学会費を支払う。

SBLは毎年、年次大会を米国内の都市で開催している。大会そのものは、種々様々なテーマを掲げた分科会に分かれて実施されている。そこには多くの学者たちに加えて、関心ある一般市民たちや学生も参加し、活発な議論が行われている。また、年次大会参加者に格安の値段で書籍が販売されるブック・フェアは人気が高い。アメリカ合衆国以外の国の都市で開催される国際大会も企画され、今年の国際大会は、七月二十八日～八月一日、アムステルダム自由大学において行われる。

SBLの中心的価値観は、「包括性 (inclusivity)」、「公正 (equity)」、「多様性 (diversity)」、「学問的誠実 (scholarly integrity)」、「透明性 (transparency)」、「説明責任 (accountability)」、「批判的探究 (critical inquiry)」、「変化への柔軟性 (openness to change)」である。これらの価値観は、SBLに連なる学者・研究者たちが世界の重要諸課題——LGBT差別、人種的偏見、覇権主義、グローバリズム、暴力、環境破壊、貧富の格差、戦争など——を認識し、これらに

これに関しては、印欧語研究の権威オトー・シュラーダ（ブレスラウ大学）が、広範囲に他の類例を挙げ、根拠のある分析を試みている。オトー・シュラーダ著、ハンスクラウエ改訂、風間喜代三訳『インドヨーロッパ語族』クロノス社、一九八二年第三刷、一一七―一一八頁。

⁹ Thomas Scheffler, "West-Eastern Cultures of fear: Violence and Terrorism in Islam," in *op. cit.*, pp. 70-85.

¹⁰ <https://www.sbl-site.org/aboutus/mission.aspx>. 二〇二四年二月二〇日最終閲覧。

取り組むことを是とするものであろう。

歴代の学会会長たちの秀逸な就任演説は論文化され、季刊学会誌 (*Journal of Biblical Literature*) 上で公表されている。いずれの講演も建設的な知見を開陳する先導的な役割を果たし、本学会の水準を維持してきたと言ってよい¹¹。

しかしながら、ふり幅の広い言説が勢いよく飛び交う SBL においてさえ、ガザの現実を含むパレスチナ問題は、聖地をめぐるユダヤ教-キリスト教の観念体系が絡むイデオロギーのゆえに、正面からは取り扱いにくい面があろう。しかも、SBL 本部が置かれているアメリカ合衆国では、親イスラエルのな外交政策や大学組織におけるユダヤ人の影響力が決して小さくはないと思われる。それらのことを勧告すれば、SBL がイスラエルとガザとの衝突に関連して踏み込んだ内容の声明を発表したことは、注目に値する態度表明と言える。

3. ガザに関連する SBL 声明文の吟味

以下、武力衝突からわずか九日後と十三日後に発表された SBL 声明文¹² の私訳を紹介する。本稿では、便宜上、最初の声明文を「第一声明文」、それに続く声明文を「第二声明文」、さらに、総括的意味合いを持つ声明文を「第三声明文」として扱うことにする。なお、元の声明文には下線は施されていない。

1) 第一声明文 (二〇二三年十月十六日付)

多数決の賛成による SBL 理事会声明文

聖書文学学会は、二〇二三年十月七日、ハマースによって起こされたイスラエル内へのテロ攻撃を断固として非難する。何の罪もない人々の大量殺人、人質の身柄拘束、気まぐれな破壊、並びに、民間人たる非戦闘員に対する現在進行中の残虐行為は、身の毛もよだつものであり、また、われわれが人間存在として、また、聖書学の進歩に打ち込む一専門職学会として支持する価値観に反するものである。われわれは、それに続いて激増する米国内と世界規模の反ユダヤ主義的暴力を憂慮すると共に、本学会各会員には各自の研究機関におかれて

¹¹ 近年の中からいくつか挙げておきたい。Paul J. Achtemeier, "Omne verbum sonat: The New Testament and the Oral Environment of Late Western Antiquity," in *JBL* 109/1 (1990), pp. 3-27; Elisabeth Schüssler Fiorenza, "The Ethics of Biblical Interpretation: Decentering Biblical Scholarship," in *JBL* 107/1 (1988), pp. 3-17; John J. Collins, "The Zeal of Phinehas: The Bible and the Legitimation of violence," in *JBL* 122/1 (2003), pp. 3-21; Helmut Koester, "Jesus the victim," in *JBL* 111/1 (1992), pp. 3-15; James M. Robinson, "Jesus from Easter to Valentinus (Or to the Apostles' Creed)," in *JBL* 101/1 (1982), pp. 5-37. いずれも、今なお影響力を持ち続けている独創的かつ生産的な論文である。

¹² 英文テキストは、SBL ホームページ上に掲載されている (<https://www.sbl-site.org>)。

も上述の行為に対する確固たる反対の姿勢を求める。一専門家組織として、われわれは、イスラエルの人々との連帯に立ち、これらの悲劇的出来事に強い衝撃を受けたすべての者、殊に、本学会会員とその家族を支援したいと願う。SBLは、適切な啓発的伝達媒体、出版物、並びに、会議を展開させながら、いかなる表現形式であれ、憎悪と不寛容を正当化する目的で聖書や他の権威あるテキストを利用することに異議を唱えることを議決する。SBL理事会として、われわれは、家族が行方不明の、もしくはガザのハマース側に人質となっている本組織のイスラエルの会員諸氏に対して、われわれの支援を固く約束すると共に、励ましの言葉をお送り申し上げ、さらに、これらの悲劇的出来事と武力衝突の他のすべての無実の犠牲者たちに強い衝撃を受けたわれわれの研究仲間と共に哀悼の意を表する。

この第一声明文は、テロ攻撃と人質の件でハマースを名指しで二度にわたって批判し、全体的な基調は親イスラエルのである。下線部「イスラエルの人々との連帯に立ち」と同趣旨の文言は、アメリカ合衆国内のユダヤ人コミュニティで見かけることもある。たとえば、アメリカ合衆国の星条旗と、ダビデの星をデザインしたイスラエル共和国の国旗とが二つ並んで、“We firmly stand with Israel”（=われわれは断固としてイスラエルの側に立つ）と書かれたバナーを見かけることもある。この第一声明文は、反ユダヤ主義の高まりを戒め、暴力を認めないという善意から紡ぎだされたものであると理解されるが、明らかに抜け落ちている視点が一つある。それは、ガザ住民が日常的に不当な仕打ちを受け続けてきたという明白な事実の認識である。

そこで、それを反映させるために発表されたのが、以下の第二声明文である。下線部は、第一声明文と著しく異なっている部分である。もちろん、原文には下線も番号も付いていない。便宜上、筆者が付けたものである。

2) 第二声明文（二〇二三年十月二十日）

ガザとイスラエルにおける現在進行中の人道的危機に関する SBL 理事会声明

聖書文学学会は、イスラエル、①及び、ガザにおいて明らかになっている進行中の人道的危機と人権蹂躪に悲しみを覚え、身の毛のよだつ思いがする。特に気がかりなのは、②ガザにおける無実の被災者たちが目下経験している打ち続く暴力、無実の人たちの死、最低限の住居、身の安全、食料、水、電気、医療品、並びに、他の生活必需品の不足である。パレスチナとイスラエルの諸地域が今経験している現実には、容易には解決されない複雑な歴史的・地政学的原因があること、及び、その一部は軍隊による占領、強制移住、並びに、他の残虐行為にさらされてきたことをわれわれは認識する。

③聖書や他の聖典テキストが世界中の他の宗教的・文化的地域に対する暴力のみならず、反パレスチナや反イスラエル、並びに、反イスラームや反ユダヤ主義にまつわる感情をも正当化するために利用されてきた種々の手法に対する批判的検証は、われわれの取り組む作業の批判的次元でなければならない。聖書学者として、われわれは、排斥と離散の悪影響を緩和する方策を展開しなければならない。

それゆえ、SBL 理事会として、われわれは、適切な啓発的伝達媒体、出版物、並びに、会議を展開させながら、いかなる表現形式であれ、憎悪と不寛容を正当化する目的で聖書や他の権威あるテキストを利用することに異議を唱えるとする議決を再度確認する。現地の状況がますます苦難と流血へと至る中、すべての人質の即時解放、人命保護、並びに、軍事行動の速やかな停止をわれわれは望む。

多くの会員たちはその懸念をわれわれに表明している。われわれは個別的に返答することはできないが、本当に皆様のお手紙を注意深く読ませていただき、皆様の懸念が聞き届けられていることを申し上げたい。④本声明はこうした懸念の一部を検討し、直接的に巻き込まれている会員すべてに対して同情に堪えない気持ちと励ましの気持ちを表明すると共に、この時にあって平和と正義をもって行動するよう全員に強く求める。

注目すべきことに、この第二声明文では、第一声明文において名指して批判された「ハマース」という語は忽然と姿を消している。それに加えて、その内容は、ガザの具体的な事情に関して第一声明文よりもかなり詳細な情報を含んでいる。特に、下線部①は、第一声明文にはなかった重要な文言である。「ハマース」という語の削除と共に、「及び、ガザにおいて」を付加したことの意義は非常に大きいと言わねばならない。

下線部②は、第一声明の不備な部分——ガザ住民が日常的に不当な仕打ちを受け続けてきたという明白な事実の認識の欠落——を大幅に改善した記述となっている。そこにはガザ地区の事態の深刻化¹³が克明に記されている。

下線部③は、聖書や他の聖典テキストの読み方、すなわち、暴力やイデオロギーを正当化しない読み方を再確認している。文芸批評家ミーケ・バル（アムステルダム大学）は、聖典としての聖書に関して、「あらゆる書物の中で、聖書が最も危険な書物、殺す権限を賦与されてき

¹³ ガザの深刻な事態に関する情報は各方面で発信されている。ガザの人々とも現地で交流を重ね、その悲惨な現場を実際に見て、その事情に精通した支援者団体関係者による一連の記事には迫真性が感じられる。村山盛忠（アハリー・アラブ病院を支援する会共同代表）「クリスマス献金のお願い——アハリー病院再建・再興支援のために——」『アハリー・アラブ病院を支援する会ニュース・レター』第四十号、二〇二三年十一月十六日、一頁。早尾貴紀（東京経済大学教員）「ガザ地区を『生存不可能』にするために病院は意図的に破壊される」同、三-五頁。

た書物である」¹⁴と評したのは理解できる。そういう意味では、聖書や他の聖典テキストの読み方や論じ方の質は問われてしかるべきである。フェミニスト聖書学者フィリス・トリブル（ニューヨークユニオン神学校教授）の有名な著書の題（Phyllis Trible, *Texts of Terror: Literary-Feminist Readings of Biblical Narratives*, Fortress Press, 1984）はまさに、旧約聖書の一連の「恐怖のテキスト」を現代の暴力的文脈の中で再解釈し、修辞批評学的分析を展開することに成功している。さらに、聖書に確かさを求めることが暴力に結びつく恐れがあること、そして、その確かさが幻想であること¹⁵を旧約聖書学者 J. J. コリンズ（イエール大学教授）は、上述のミーケ・バルの主張を受け入れる仕方で明確に論じている。フィリス・トリブルは一九九四年、J. J. コリンズは二〇〇二年、SBL 会長をそれぞれ務めていることも付け加えておかななくてはならない。下線部③は、SBL のこうした健全な批評学的精神が脈々と受け継がれていることを示すものであると理解されよう。

下線部④は、この紛争に巻き込まれている SBL 会員たちやその関係者たちに対する痛みを表明し、聖書に基礎づけられた平和と正義¹⁶を促す行動を呼びかけている。その呼びかけには、全体として、高揚した預言者の精神さえ感じられる。

第一声明文に関連して修正すべきことは修正するという第二声明文の明確な処置は、学者・研究者に要求される良心として重要であり、SBL の上述の中心的価値観——差別をしないという包括性、物事を偏り見ないという公正さ、違いを受け入れるという多様性の認識、間違いを正すという学問的誠実、物事を覆い隠さないという透明性、物事を明らかにするという説明責任、物事を厳密に追求するという批判的探究、なさねばならない変更を厭わないという柔軟性——に適ったことである。

しかし、こういう大胆な修正に対しては激しい反発も表明されている。たとえば、バル・イラン大学の一プロジェクト “The Tell es-Safi/Gath Archaeological Project” は、この第二声明文から三日後、二〇二三年十月二十三日、ウェブ上で、SBL がこれまで聞いたことのない、ひどく見当違いの、全く恥ずべき声明文を公表したと強く非難した。

この問題の声明文には、誰がどういうことをやったか、何が問題（ハマスによるナチのような振る舞い）となっているかを理解する倫理的羅針盤のようなものが欠落しているため、SBL 当局は道を踏み誤ってしまっていることは疑いない。…なぜガザで無実の命が脅かされ続けているかに関する言及——すなわち、1. ハマス側が十月七日、ナチのような市民

¹⁴ Mieke Bal, *On Story-Telling: Essays in Narratology*, Polebridge Press, 1991, p. 14.

¹⁵ 注 11 参照。

¹⁶ たとえば、「正義を潤れることのない川のように流れさせよ」（『アモス書』五章二十四節）、「平和を創り出す者たちは幸いである」（『マタイによる福音書』五章九節）などといった言葉がすぐに思い浮かんでこよう。

攻撃を行ったこと。2. ハマス側は市民の背後に隠れ、市民が安全な地域へ移動することをさせないようにしていること。——が全面的に欠如している¹⁷。

これ以外にも、第二声明文に対して激しい怒りと抗議の声が上がっている。たとえば、「二〇二三年十月七日のテロ攻撃に関する国際旧約聖書研究団体声明」(Statement of the International Organization for the Study of the Old Testament (IOSOT) on the terrorism attacks of October 7, 2023)¹⁸——発表日は未記載——は、「憎しみ—報復—無実の市民の苦難」という悪循環に対する強い懸念を表明し、高まる反セム主義に対する断固たる反対の姿勢を訴えている。

また、「反テロ派声明——ガザとイスラエルにおける現在進行中の人道的危機に関する SBL 理事会声明文に関連して——」(Anti-Terror Group Statement regarding the “SBL Council Statement Concerning the Ongoing Humanitarian Crisis in Gaza and Israel”)——発表日は未記載——は、イスラエル共和国とアメリカ合衆国を中心とする世界中の研究者たち一八一名(出版社関係者、学生を含む)の署名入りで——名前が重複していると思われる署名者が複数名いると推察されるが、真相は不明——、ハマースとイスラエル共和国を同等に扱う第二声明文に強く抗議している。署名者の中、半分以上は SBL 会員であり、その多くが SBL との関係断絶を検討しているとまで述べられている¹⁹。脱会を検討している会員数は不明であるが、脱会という事態に至れば、SBL 運営にも少なからぬ影響を及ぼすことが懸念される。署名者全体の半数以上がイスラエル国内において研究活動をしている者たちであり、アメリカ合衆国において研究活動をしている署名者の数を合わせると、全体の七十八パーセント以上が両国の研究者たちによって占められている。最大限に激しい言葉で第二声明文を糾弾した両声明とも、親イスラエルの姿勢が目立つのは当然である。

これら三つの強硬な異議申し立ては、歴史的にも政治的にもイスラームとの距離を抱えたまま、聖地、ユダヤ教聖典テキストやキリスト教聖典テキスト、並びに、それらの関係資料テキスト、古代遺跡などを研究材料としている学者集団の間で意見の相対的一致に到達することが困難な課題であることを改めて知らしめたとも言えよう。

3) 第三声明文

SBL は、第二声明文から十一日後、すなわち、二〇二三年十月三十一日、これら二つの声明文の趣旨を下記のように説明している。これは SBL 会員たちに熟慮と理解を求め、総括を

¹⁷ <https://lgath.wordpress.com/2023/10/21/shame-on-sbl/>. 二〇二四年二月二十四日最終閲覧。

¹⁸ テキストは、アレハンドロ・F・ボッタ(ボストン大学)からの二〇二四年四月三日付メール添付の学会長と事務局長署名付き PDF 版声明文に拠る。

¹⁹ テキストは、デイヴィッド・ブーニス(ヘブライ大学教授)からの二〇二四年二月二十七日付メール添付 PDF 版声明文に拠る。

込めた「第三声明文」と評してもいい内容である。論の展開上、下線部に番号を付し、波線を施しているが、元の声明文の原文にはない。英文テキストは、SBL ホームページ（注 12）に掲載されている。

SBL 会員各位 様

沈黙も言葉も複数の解釈の余地があり、往々にして矛盾する場合もある時において、われわれは、われわれの連続声明文が会員たちの多くに引き起こした苦痛と憤慨を申し訳なく思う。理事会は、イスラエル、及び、ガザにおける悲劇的出来事に関する声明文をこれ以上発表することは控えたい。むしろ、①理事会は、先に発表されたばかりの二つの声明文を併記したい。

第一声明文（二〇二三年十月十六日）は、十月七日、イスラエルに対して行なわれた身の毛もよだつ攻撃を議論の余地なく非難し、その種の行為に対するいかなる言い逃れも固く拒否する。さらに、同声明文は、イスラエルの人々、殊に、今回のテロリストによる攻撃に直接影響を受けた本学会会員たちを勇気づけたものである。第二声明文（二〇二三年十月二十日）は、テロリストたちの残虐行為の実行に関与していないガザのパレスチナ人たちの苦難に配慮して、イスラエル、及び、ガザにおいて進行中の人道的危機を検討したものである。こういう懸念は決して、本学会会員たちと家族、それから、行方不明者たち、またはガザで人質に取られている者たちの進行中の苦難のための連帯に取って代わるものではない。

②われわれは、倫理的等価を主張するものではない。第二声明文は第一声明文を補うことを意図するものであった。それゆえ、第二声明文が第一声明文の代替案あるいは修正案と受け取られたならば、われわれは謝罪を申し上げる。両声明文は、理事会の精神を言い表すものであり、ぜひ合わせて読まれるほうがいい。

理事会側としてわれわれは、イスラエル、及び、ガザにおける数週間にわたるこの危機に苦しみ悩んできた。われわれが二つの声明を発表したのは、善意からであった。われわれは、③部屋の中に留まり、われわれ理事会や本学会会員たちの多くが感じている痛みを乗り越えることを誓う。われわれは、本学会の全会員がわれわれと共に部屋の中に留まり、本学会の目標の実現に向かって進む学的・知的方法を研究するように促す。

理事会側は、殊に、米国の大学構内における言葉による暴力どころか、肉体的暴力に加えて反ユダヤ主義、反イスラエル、反イスラーム、並びに、反パレスチナにまつわる感情の高まりをも承知している。④本学会は、サンアントニオ年次大会出席者たちのために十分な安全確保を提供するためにありとあらゆる努力を払う所存である。われわれは、年次大会において差別的ではない環境を確保することを誓う。

理事会は、われわれの声明文作成における明確さの欠如に深く傷ついたままの本学会の全

会員の心中をお察しする。あらゆる場合に言葉遣いをきちんとしてきたわけではないにせよ、⑤われわれは、包括性、透明性、公正、説明責任、多様性、批判的探究、学問的誠実、並びに、変化に開かれた姿勢といったわれわれの価値観に取り組むことに変わらないことを強く信じていただきたい。本学会は、様々な構成員から成る学会であり、単一の声明文は、どんな場合でも、われわれの多様性のすべての面を取り込んでいるわけではない。こうした困難な時勢では、学会たるものはわれわれの多様な学問的探究が世界全般に対していかに貢献し得るかについて検討するための自らの理念と必須の価値観を維持しなければならない。

この声明文にも、「ハマース」という語は第二声明文と同様、見られない。太字下線部は、原文では太字で強調されている。下線部①は、いわゆる両論併記を表明したものである。イスラエル寄りに響く第一声明文と、ガザの複雑な歴史的事情と悲惨な現状を考慮に入れた第二声明文とを合わせて読むことを提案して、両方の立場に配慮したとも言えよう。

下線部②における「倫理的等価 (moral equivalencies)」は、哲学の領域においては「倫理的不一致」の諸相を論じる際に見られる用語でもある²⁰。第二声明文は第一声明文を否定するものではなく、補うものであり、第一声明文の代替案あるいは修正案ではない。そのように受け取られたならば、その点に関しては謝罪し、両声明は理事会の精神として合わせて読まれるのが適切であるという趣旨がこの第三声明文に込められている。また、波線を施した部分——「われわれは謝罪を申し上げる (We apologize)」——には、各声明文の内容をめぐって SBL 会員に不快感を与え、混乱を引き起こしたことに對する理事会側の謝罪の気持ちと苦慮がよく表れていると読み取れる。ただし、この “We apologize” は、イラクの大量殺戮兵器に関する虚偽の報道に対する『ニューヨーク・タイムズ紙』の例の謝罪 (二〇〇四年五月二十六日)²¹とは違っていると見えよう。というのは、SBL 声明文中の “We apologize” は、架空の出来事と偽情報に関するものではなく、ガザとイスラエルとの衝突という事実をどう受け止めるかに関するものだからである。

下線部③は、学的活動と実力行使との間に一線を画すものである。すぐに立ち上がって抗議行動するといった実力行使ではなく、学者としての良心を失うことなく、書齋の中で学問的に

²⁰ 哲学的議論の諸論点の一つとしての「倫理的不一致」は書齋において思索可能であるかもしれないが、矛盾に満ちた社会の状況の中に切り込んでいく人間の生き方としての思想行動の水準にまでは至らないであろう。「倫理的不一致」に関する議論と諸学説に関しては、*The Stanford Encyclopedia of Philosophy*, The Metaphysics Research Lab, Department of Philosophy, Stanford University, First published Wed Dec 8, 2021 参照。 <https://plato.stanford.edu/entries/disagreement-moral/>. 二〇二四年二月二十四日最終閲覧。

²¹ 『ニューヨーク・タイムズ紙』の謝罪に関する評価——「謝罪のための謝罪か」、「言い逃れのための謝罪か」など——に関しては、Ruurt Wiegant, “Apologies or Evasions: A Critical Look at the New York Times’s and the Washington Post’s Self-Criticism,” in *Aspeers* 9 (2016), pp. 61–83 参照。

難局を乗り越えていくための知見を考案することが勧められている。この点に関して言えば、平和と正義を求める直接行動を促した第二声明文と比べて、論調は弱まり、後退しているという印象を受ける。

下線部④は、年次大会における身の安全（security）の確保——アメリカ合衆国では政治集会はもちろんのこと、わが国とは違って、一見開放的にも見える学術大会においてさえセキュリティの確保はきわめて重大な意味を持つ——をSBLの方針として打ち出している。テロに遭遇するかもしれないとの理由から、筆者は、SBL年次大会においてユダヤ系研究者の発表原稿を代読したことがある。下線部⑤は、SBLの基本理念の再確認である。

上記の総括声明文は、イスラエル支持かパレスチナ支持かという二者択一的ではなく、両方の立場に配慮しつつ、わずか一か月ほどの間で学会自身が会員たちの意見を取り入れながら、それなりに苦心して作成されたと想像される。

4. SBL 声明文と響き合う外の声

意見が割れているSBLの外では、真剣に声を上げ、抗議の姿勢を強め、国会議員たちに働きかけて停戦を呼び掛けている良心的な人たちが、アメリカ国内には存在する²²。ニューヨークのブロンコス地区では、イスラエルに対するアメリカからの野放しの軍事的支援の終結を求める抗議者たちは、イスラエル共和国の筋金入りの同盟者である下院議員リッチー・トーレスの事務所前に集まり、パレスチナ人集団虐殺に対するイスラエルとの共犯関係を非難した。また、キリスト者たち、ユダヤ教やイスラームの指導者たちが集結して、下院のマイノリティ指導者ハッキーム・ジェフリーの事務所で集団抗議祈祷集会を開催し、そこに参加したユダヤ教指導者アリサ・ワイズはこう述べた。

われわれはこの危機を誇張して言っているのではない。恐らく、この危機はいかなる水準から見ても、まことに破滅的である。二千人以上の子どもが殺されている。しかも、こういう危機がユダヤ人の名によって今もたらされている。しかし、ユダヤ教の中心思想は、いのちを問題としている。ユダヤ教の伝統における最も聖なる義務は、「ピクアハ・ネフェシュ」——“pikuach nefesh”——である。それは、いのちを救済することである。それは他のあらゆる法にまさる。

これは、誰にでもわかり、また、どこでも通用しそうな普遍的な見識の表明である。その中

²² “Activists Ramp Up Protests Calling for Democrats to Back Ceasefire in Gaza”, in *Democracy Now*, Oct 25, 2023.

で注目すべきは、「ピクアハ・ネフェシュ」という言い回し (פיקוח נפש) である。「ネフェシュ」(נפש) は、「心」、「魂」、「精神」、「人間」、「命」、「喉」などといった意味を持つヘブライ語である。「ピクアハ」(פיקוח) は、「監視」、「監督」などを意味する²³。その動詞形「ピカハ」(פיקח) の文字通りの意味は、「救済する」ではなく、「(目・耳を) 開く」である。それは、「見通しが確かである」、「明敏な」、「判断のしっかりした」、「洞察力のある」、「先見の明がある」、「慧眼の」などといった含みを有する。それゆえ、「ピクアハ・ネフェシュ」は、「人間の命に関する洞察力、明敏な判断」を含意する言い回しであり、「命の救済」または「命の尊重」などと言換えられる。これがそもそも宗教信仰の基本ではなかったかという問いと「命が大事」という主張がこの女性ラビの見識に込められている。

この女性ラビの問題提起は、「すべての人質の即時解放、人命保護、並びに、軍事行動の速やかな停止をわれわれは望む」SBL 第二声明文と十分響き合っていると見えよう。戦争や暴力の問題を論じる場合、あらゆる理屈やイデオロギーを排除して、「命が大事」というこの「コモンセンス」、「常識」、「共通認識」が根本的に重要である。

5. SBL 声明文とハマースの「洪水作戦」

上述の SBL 声明文は決して、自己完結型の問答無用の託宣ではない。われわれは、武力衝突という困難な状況の中に向かって発せられた SBL 声明文をよりよく理解するためには、パレスチナの土地に基盤を置く異なる潮流の存在も知らなければならない。

ベスト・セラー『サピエンス全史——文明の構造と人類の幸福』上巻(柴田裕之訳、河出書房新社、二〇一六年九月)と下巻(柴田裕之訳、河出書房新社、二〇二三年十一月)の著者として知られるイスラエルの歴史学者ユヴァル・ノア・ハラリ(ヘブライ大学教授)は、今回の軍事衝突に関する持論(“Is Hamas winning the war?”)を二〇二三年十月十九日付『ワシントン・ポスト』紙に寄稿した。軍事衝突からわずか十二日後のことであるが、その内容から見て、ハマースとイスラエルとの対立に背景にある現実を衝突前から目の当たりにしながら、歴史学者として冷静かつ厳しく観察していたことが窺われる。

ユヴァル・ノア・ハラリはこの持論において、ハマースの軍事行動の暗号名「アル・アクサ・トゥファン」——アル・アクサは、ムハンマドがマッカのカアバから夜の旅を行い、そこから昇天したと伝えられるエルサレムの有名な聖地(『クルアーン』十七章一節参照)。「トゥファン」(طوفان)は「洪水」の意——に言及し、そこに込められたハマースの政治的狙いに注

²³ Brown-Driver-Briggs, *Hebrew and English Lexicon of the Old Testament*, Clarendon Press: Oxford, 1952, p. 824. 「ピクアハ」に関する語義の変遷、語源、同義語などについては下記参照。 <https://www.balashon.com/2023/03/pakach-and-pikuach-nefesh.html>. 最終閲覧二〇二四年二月二十四日。

意を促している。ハマース側の「洪水作戦」は、地上の人間をノアとその家族を除いて一掃した旧約聖書の有名な「洪水」伝説（『創世記』六章十一節－九章二十九節）との関連で言えば、ハマース側による攻撃が取り返しのつかない規模の被害をもたらすことを意識しているとユヴァル・ノア・ハラリは指摘する。

ヘブライ語テキストで伝存されている「ノアの洪水」伝説²⁴では、神が洪水を引き起こしたのは、地上が「神の前に墮落し」、「暴虐」に満ちたからであるとされている（『創世記』六章十一節）。この「暴虐」に相当するヘブライ語の単語「ハマース（חַמָּס）」（hāmās）に対して、旧約学の泰斗フォン・ラートは彼自身のドイツ語訳において“Bosheit”（悪）という抽象名詞を当てている²⁵。しかし、この語は実際、旧約聖書においては肉体的・物質的暴力に関連して広範囲に用いられており、「強暴」「悪意」なども意味する²⁶。

他方、ニュージャージー州コプト正統教会がネット上で公開しているアラビア語版聖書において、当該箇所は、“وَفَسَدَتِ الْأَرْضُ أَمَامَ اللَّهِ وَأَمْتَلَاتِ الْأَرْضُ ظُلْمًا”²⁷（＝「そして、地は神の前に墮落した。そして、地は不正義がいっぱいであった」）と記されている。そこでは、地上における人間世界の墮落ぶりを指摘した上で、暴虐の中身が具体的に「不正義」²⁸と結びつけられている。

これは文献学的に一考に値するテキスト上の違いであるとしても、SBLは、第一声明文と第二声明文において宣言しているように、聖書や他の聖典のテキストを反パレスチナ、反イスラエル、反ユダヤ主義の感情を正当化するために利用することに対して否を唱え、暴力を緩和するプロセスを学会として重視している。このことと並行して、熟考しなければならないのは、アラビア語版聖書において「ノアの洪水」の原因とされる「不正義」が、パレスチナ情勢の文脈においては、誰に対する「不正義」であるのか、ということである。その場合、ハマース側は当然、自分たちに対する「不正義」——パレスチナ人に対する不当な仕打ち——を国際社会に訴え、自分たちの正義——ユダヤ人入植が進むパレスチナの土地をわが手に戻すこと——を求めるであろう。一方、イスラエル側も、「ハマース」に関する言及を含まないSBL第二声明文に対する猛抗議に明瞭に示されているように、自分たちに対する「不正義」——不当な攻撃を受け、安心・安全と命が脅かされていること——を世界に訴え、自分たちの「正義」——先祖伝来の土地に住み続けること——を主張するであろう。こうした対立状況に対して聖書学者たちは無力である。しかし、第三声明文の最後の段落で学会としての理念と価値観の維

²⁴ 「ノアの洪水」伝説は『クルアーン』においても援用されている（第十一章「フード」三十六－四十九節、第二十三章『信仰者たち』二十三－三十節）。

²⁵ Gerhard von Rad, *Das erste Buch Mose: Genesis*, Vandenhoeck & Ruprecht, 1976, s. 85.

²⁶ 旧約聖書における用例に関しては、Brown-Driver-Briggs, *op. cit.*, p. 329 参照。

²⁷ <https://www.copticchurch.net/bible?r=Genesis+6&version=SVD&showVN=1>. 二〇二四年三月四日最終閲覧。

²⁸ 「圧迫」、「压制」などの訳語も可能である。The Hans Wehr Dictionary, *op. cit.*, p. 681.

持を求めているように、この克服し難い状況を考え続ける倫理的責任は問われるであろう。

いずれにせよ、ユヴァル・ノア・ハラリが警告しているように、人類の破滅を描く「ノアの洪水」伝説を欧米側に想起させる「洪水作戦」という言い方には、ハマース側の徹底抵抗の姿勢と意図が現れている。それと共に、上述の「ハマース憲章」第九章や第十一章にも表明されているように（日本語訳は、注1に掲げられた文献参照）、イスラームの共有地としてのパレスチナの奪還とイスラーム国家の樹立を目的とするハマース側の運動理念と論理は、欧米側の論理とは根本的に異なる。

前者は、「シオニストの侵略に対するジハードの鎖の一環」（第七条）として、「アッラーへ忠誠を捧げ、…パレスチナの隅々までアッラーの旗を掲げようと行動する」（第六条）。さらに付言すれば、こういう理念と運動していると考えられるのが、イスラーム国指導者アブバクル・バグダディ（アメリカ軍の攻撃で二〇一九年十月二十七日死亡）が発表した「ラマダン月におけるジハード戦士とウンマむけメッセージ」（二〇一四年七月一日）である。アブバクル・バグダディによれば、テロリズムとは、欧米側の大義名分——文明、民主主義、自由、世俗主義、共存、平和など——に信をおかないこと、アッラーを信じること、不信の輩への屈服と屈従を拒否すること、イスラームがイスラームとして生きることである²⁹。

このメッセージはまた、世界イスラーム戦線声明「ユダヤ教徒と十字軍戦士に対するジハード」（一九九八年二月二十三日）³⁰における激しいアメリカ合衆国批判ともつながっている。この声明は、軍人と民間人を含むアメリカ人殺害を要求する宗教上の法的決定（ファトワ）を表明するウサマ・ビン・ラディンとその同志たちによるものである。アラビア半島の豊かな天然資源を搾取し、イスラームたちに対して危害を加えていることを理由にアメリカ合衆国軍、並びに、同盟を結ぶ悪魔の支持国が「サタン³¹の手下」と評され、「サタンの手下」に抵抗する勢力の結集がアッラーの名の下において呼びかけられている。

同様の緊迫した戦闘的論調は、ビデオ録画オサマ・ビン・ラディン声明（二〇〇一年十月七

²⁹ Abu Bakr Al-Husayni Al-Qurashi Al-Baghddi, "A Message to the Mujahidin and the Muslim Ummah in the Month of Ramadan". このメッセージの英語訳文は下記参照。 <https://scholarship.tricolib.brynmawr.edu/server/api/core/bitstreams/29fe8b48-1325-4357-9ce2-22f6f8d7db52/content>. 二〇二四年三月五日最終閲覧。なお、「イスラーム急進派」が台頭してきた経緯や動向に関しては、身の危険のリスクを負いながらも、当事者たちとの直接取材を積み重ねたジェイソン・バーグ（英国のジャーナリスト）が『二十一世紀のイスラム過激派——アルカイダからイスラム国まで——』（木村一浩訳、白水社、二〇一六年）において詳細に報告している。

³⁰ この声明の英語訳は下記参照。 <http://fas.org/irp/world/para/docs/980223-fatwa.htm>. 二〇二四年三月五日最終閲覧。

³¹ 「サタン」発言は、今なお世界中の至る所で、多くの人々の口の上り続けている。互いに異なる論理に立つ「サタン」発言を同一水準に置くわけにはいかないが、自分たちが思い描く良き世界が危機的状況に瀕しているという認識では一致している。これに関しては、新免貢「悪魔敗走に関する文献学的考察」『研究論文集一三一号』（宮城学院女子大学文化学会発行、二〇二〇年十二月、一一—二十九頁）参照。

日)³²にも漂っている。この声明では、パレスチナにおける平和の支配と「不信の輩」のすべての軍隊の撤退なしにはアメリカ合衆国の平和はないという警告が発せられている。これらの姿勢は、どう見ても、欧米のシステムに立つSBLの上述の中心的価値観——「包括性」、「公正」、「多様性」、「学問的誠実」、「透明性」、「説明責任」、「批判的探究」、「変化への柔軟性」——とは異なる論理に立っている。

ハマース憲章（一九八八年八月十八日）であれ、アブバクル・バグダディの声明（二〇一四年七月一日）であれ、世界イスラーム戦線声明（一九九八年二月二十三日）であれ、オサマ・ビン・ラディン声明（二〇〇一年十月七日）であれ、そのいずれも、後述の「オスロ合意」と呼ばれる「パレスチナ暫定自治に関する原則宣言」（一九九三年九月十三日）の挫折の歴史的背景を検討する際、避けて通れない事柄であろう。

イスラエル共和国の建国（一九四八年）——パレスチナ側にとっては「ナクバ (النكبة)」(=「大厄災」)——以降、第三次中東戦争（一九六七年）が起こり、パレスチナ問題が激化した。国際社会では問題解決に向けて和平交渉が積み重ねられてきた。一九九三年九月十三日、アメリカ合衆国大統領ビル・クリントンが立ち会い、かつては互いの命を狙いあった者同士——イスラエル共和国首相イツハク・ラビン首相とパレスチナ解放機構（PLO = Palestine Liberation Organization）議長ヤーセル・アラファト——がホワイトハウスの芝生の中庭で握手を交わした。そして、合意文書が取り交わされ、ガザ地区やエリコでのパレスチナ側による暫定自治が始まった。翌年の一九九四年、ヤーセル・アラファト議長、イツハク・ラビン首相、シモン・ペレッツ外相の三名は、ノーベル平和賞を共同受賞し、イスラエルとパレスチナの共存に向けた新しい時代の到来が期待された。

しかしながら、テロ事件³³やユダヤ人入植問題により、二国家解決案は現在、事実上崩壊していることは周知の通りである。パレスチナ側とイスラエル側の双方にとって満足のいくものではなかったオスロ合意——パレスチナ系アメリカ人文学研究者エドワード・サイードの言い

³² Bruce Lincoln, *Holy Terrors: Thinking about Religion after September 11*, Second Edition, The University of Chicago Press, 2006, pp. 106-107.

³³ たとえば、ラビン首相は、一九九五年十一月四日、イガール・アミール（パール・イラン大学学生）によって暗殺された。その学生は「何の後悔もない」、「単独で神の命令通りに実行した」と供述している。また、ヨルダン川西岸へブロン（アブラハムゆかりの土地）のイブラヒーム・モスクにおけるバルフ・ゴールドシュタイン（医師、極右シオニストユダヤ教過激派「カハ」所属）の衝撃的な銃乱射事件（一九九四年二月二十五日）が起きたが、これを支持する声——「正しいことを実行した」——も上がった。アメリカ合衆国の宗教学者M・ユルゲンスマイヤーは、好評を博した例の著書において、これらのことに言及している（M. Juergensmeyer, *Terror in the mind of God: the global rise of religious violence*, 3rd ed., revised and updated, University of California Press, 2003, pp. 47, 52）。これらの忌まわしい政治的暴力行為が「テロ」であるかどうかは、それを判断する人の政治的立場や文化的価値観によって異なり、その判断は主観的なものでもある。石川明人『戦争は人間的な営みである』並木書房、二〇一二年、一六三—一八五頁。

方では「パレスチナ降伏協定書、パレスチナ版ヴェルサイユ条約」³⁴——の挫折の背景には、アメリカ合衆国側の舵取りに対するパレスチナ側の反感があったという見方もある³⁵。SBL 理事会側は、第一声明文に付加された第二声明文の下線部②において、パレスチナとイスラエルの諸地域に絡んでいる複雑な歴史的・地政学的要因に関して指摘しているように、こうしたパレスチナ情勢を認識していると推察される。

6. SBL声明文とパレスチナ解放神学「サビール」構想

次に、犠牲を強いられた人々——より正確に言えば、歴史的に犠牲にされてきた別の人々の手によって犠牲を強いられている苦難の人々——の真っ只中にありながらも、「テロ」³⁶をも辞さないイスラーム急進派側とは根本的に異なる姿勢に立つキリスト教側の潮流にも SBL 声明文との関連で注目しなければならない。その一例が「サビール (سبيل)」³⁷である。「サビール」(一九九一年創立)は、パレスチナのキリスト者たち³⁸による超教派的な解放の神学の大衆運

³⁴ アルジャゼーラの解説記事(“What were the Oslo Accords between Israel and the Palestinians?,” 13 Sep., 2023) 参照。 <https://www.aljazeera.com/news/2023/9/13/what-were-oslo-accords-israel-palestinians>. 二〇二四年三月六日最終閲覧。

³⁵ 注 5。

³⁶ 今日の世界における「テロ」のいろいろな実例については、中東情勢専門家トーマス・シェッフルー論文(注 9) 参照。「テロ」は、特定の政治目的を達成するために広く市民に恐怖を抱かせることを意図した暴力である。暗殺、殺害、爆破、誘拐、拉致・監禁、ハイジャック、ディスコ爆破、自爆、オリンピック襲撃、大使館攻撃、軍事基地攻撃などのテロ活動は、政党、愛国主義組織、民族主義団体、宗教的集団、革命勢力、個人などによって行われてきた。それは、敵対する当事者だけではなく、無関係な市民にも危害を加え、建造物を破壊し、そこで生じる心理的威圧や恐怖心を通して目的——政権奪取、政権攪乱、報復、活動資金獲得など——を果たすことを図るものである。要するに、テロは、政治・宗教・民族・イデオロギーなどさまざまな動機から、無差別的、非合法的に暴力を行使し、もしくは行使すると脅かす行為である。テロが実行された後、指導者が声明を発表する場合もある。それは、世界の耳目を集めることがテロの一つの中心目的だからである。テロは報道されて初めて、「恐怖」を引き起こす効果を発揮する。これらのテロに対して、国際社会は経済制裁などの対応策を練って来たものの、テロの根絶に至っていない。そのことは、各地で今なおテロが発生している現状を見れば明らかである。テロ行為を働いた側は、自分たちのテロ行為を正当と見なすが、危害を加えられた側はそれを非人道的、極悪非道、非民主的と見なす。一人の人間にとって「テロリスト」である者は、他の者にとっては自分たちを不当な支配から解放する「自由の戦士」でもある。テロにおいて、人を殺す側は報復を受けて殺される側となる。これは、殺す側＝殺される側という論理的に矛盾した図式を映し出している。それゆえ、絶望してテロ活動に駆り出される者たちが後を絶たない状況を冷静に観察する必要もあろう。結局、「テロリスト」という言い方は、否定的な価値判断を含んだ呼称である。

³⁷ アラビア語の単語としての「サビール (سبيل)」は、「道」、「方法」、「手段」などを意味する。The Hans Wehr Dictionary, *op. cit.*, p. 461.

³⁸ パレスチナの宗教状況、歴史、人口動態、アラブ世界の少数派として生きるキリスト者たちの動向については、パレスチナ解放神学の提唱者のパレスチナ人、ナイーム・アティーク(聖公会エルサレム教区司祭)の著書(Naim Ateek, *Justice and Only Justice: A Palestinian Theology of Liberation*, Orbis Books, 1989)が最も参考とすべき文献である。

その他に、英国のカンバーランド・ロッジで開催された共同セミナーの諸発表を収録した *Christians in the Holy Land* (ed. by Michael Prior & William Taylor, the World of Islam festival Trust,

動である。写真集『われわれの物語——パレスチナ人——』（サビールエキュメニカル解放神学センター発行）の献呈の辞は、次のように述べている³⁹。

正義と平和の夢を求めて戦うわれらがパレスチナ人兄弟・姉妹たちに本書を捧ぐ。抑制の暗黒の夜は長く続いているものの、正義の夜明けの輝きは近いだろう。神が立派な志の人々を通して正義と憐れみを土台とする真の平和をもたらすように働きかけ、赦しと和解がわれわれの土地のすべての人々に広がり行くように。われわれの希望と信頼は、変わりなく神にある。「主の霊が私の上にある。主が私に油を注いでくださったからである。主は貧しい者たちに福音を告げ知らせるために私を遣わした。捕らわれた者たちに解放を、目の見えない者たちに見えるようになることを宣べ伝えるために、叩き潰された者たちを解放して送り出すために、喜ばしい主の年を宣べ伝えるために」⁴⁰。

現場のリアリティを映した同写真集は、干からびたテキストではなく、人間の心に触れる生きたメッセージとして機能している。それは二つの点で重要である。

第一の重要点は、『ルカによる福音書』四章十八―十九節の引用である。この引用部分は聖書学上「第三イザヤ」と呼ばれる旧約聖書の『イザヤ書』六十一章一―二節に由来し、『ルカによる福音書』の著者は、イエスの宣教活動の使命の表現としてこれを解釈している⁴¹。『イザヤ書』六十一章一―二節では、「神の霊がわたしに臨む」と告白する預言者的詩人が、バビロン捕囚からの帰還後、国土荒廃に打ちのめされた「人々と同じ社会的低さ」の中で、「悲しむ者の一人として」喜びのメッセージを告げている⁴²。崇高な思想を表明した『イザヤ書』六十一章一―二節の七十人訳（LXX）の文体を模倣した『ルカによる福音書』四章十八―十九節⁴³は、パレスチナ解放神学の提唱者ナイーム・アティークの著書（注38）の第四章「聖書と

1994）は、聖地に関する歴史研究、社会的・経済的状态、人口動態、並びに、実体験に基づいて「正義・平和」論を広範囲にわたって展開している。さらに、*Western Scholarship and the History of Palestine* (ed. by Michael Prior, Melisende, 1998) は、ヨーロッパ文化の源流を探求するという特定の観点に立った学問研究によってパレスチナの歴史が覆い隠されてきたことを検証した諸論考を収録している。

³⁹ Ed. by Naim Ateek & Hilary Rantisi, *Our Story: the Palestinians*, Sabeel Ecumenical Liberation Theology Center, 1999, p. i.

⁴⁰ *Novum Testamentum Graece: Nestle Aland 28th Revised Ed.* (Deutsche Bibelstiftung Stuttgart, 2017, s. 193) による私訳。

⁴¹ 『イザヤ書』六十一章一―二節は、「第二イザヤ」と呼ばれる部分（四〇―五十五章）の諸箇所（四十二章一節、五―九節、四十一章二十七節、五十二章七節）とも密接に関連している。関根正雄『旧約聖書文学史下』岩波書店、一九八〇年、一九三頁。

⁴² 関根正雄、前掲書、一九二頁。さらに、関根正雄訳『イザヤ書下』岩波文庫、一九七七年第九刷、一八〇頁。

⁴³ 『ルカによる福音書』四章十八―十九節は、LXX『イザヤ書』六十一章一―二節全体をそのまま引用しているのではなく、「心を粉碎された者たちを癒すために」——アレクサンドリア写本、キプリウ

解放——パレスチナ人の観点」の冒頭においても、サビールの理念を表すものとして掲げられている⁴⁴。『ルカによる福音書』の文脈では、『イザヤ書』六十一章一二節の朗読後、イエスはこれらの言葉を自分自身に適用し、これらの言葉に即して物語が展開されていく。

この写真集に関連して第二の重要点は、見る者の心を動かさずにはいられない人権蹂躪の痛ましい場面を映した写真を提示し、国際社会の合意事項とでも言うべき人権宣言（一九四八年十二月十日採択）の各条文を引用しながら簡潔な解説文を付けていることである。

たとえば、第十五条⁴⁵に「すべて人は、国籍をもつ権利を有する。何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない」と規定されているが、占領下のパレスチナ人たちと難民キャンプのパレスチナ人たちは、「私は何者なのか」という問いを抱えたままである。

第十六条の「…家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する」という規定にもかかわらず、占領下のパレスチナ人たちは、家族の再会が困難にされ、居住権を奪われている。

第一条に「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と謳われているにもかかわらず、パレスチナのアラブ人たちとイスラエル国家の市民たちは、今もお互いに対立し、戦火が絶えない状態にある。

第十七条は「すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない」と規定しているが、パレスチナ人たちは自分たちの家を取り壊され、土地を没収され、重要な農産物であるオリーブの木を破壊され、水の利用も制限されている。

第十二条に「何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する」と定められているにもかかわらず、イスラエル兵士たちは各村々のパレスチナ人の家を急襲し、一斉捜査を行っている。

第十八条の規定（「すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、

ス写本、サンガレンシス写本、コリデティ写本、アトウス・ラウレンシス写本などの異読——や「報復の日」などの文言は見られない。LXX ギリシア語テキストは、A. ラールフス版（Ed. by A. Rahlfs, *Septuaginta II*, Deutsche Bibelstiftung Stuttgart, 1935, p. 648）参照。

⁴⁴ Naim Stifan Ateek, *op. cit.*, p. 74.

⁴⁵ 以下の条文の日本語訳は、国際連合広報センターの世界人権宣言テキストに依拠。https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/universal_declaration/。二〇二四年二月十五日最終閲覧。

布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む」に反して、イスラエル政府は、三十才以下のイスラーム市民のメッカ巡礼と、礼拝目的のキリスト教徒とイスラームのエルサレム入りを妨害している。

第九条は「何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない」としているが、多くのパレスチナ人たちが拘束され、祖国から追放されている。

第十三条は「すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する」と明記しているが、占領地域におけるパレスチナ人たちは行動の自由を奪われている。

極めて常識的な規定である第三条には「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する」と宣言されているにもかかわらず、パレスチナ人の自由と命と身の安全の権利が奪われている⁴⁶。パレスチナでは、常識が常識として通用していないのである。

サビールが出版したこの解説付き写真集は、世界の関心ある市民の良心に視覚で訴えるメッセージでもある。聖地に関する考古学的研究や聖書テキストに関する文献学的分析では見えてこないパレスチナの苦悩と現状をとらえた写真集によって国際社会に訴えるサビールの手法は、武力抗戦を是とするハマースの姿勢とは根本的に異なる。ただし、われわれはこれに関して、ハマースの手法を単純に断罪すべきではなく、ハマースの武力行使に至るまでのプロセスをもよく観察しなければならない。

ここで、南米を含む世界各地に解放神学の潮流が見られるが、サビールとの比較で注目すべきは、ジェイムズ・コーン（一九三八-二〇一八年）が提唱した黒人の解放神学である。というのは、ジェイムズ・コーンもまた、サビールの理念を表す上述の写真集の献呈の辞と全く同じ聖書箇所を引用し、黒人の解放神学の理論的根拠をそこに見出しているからである。ジェイムズ・コーンは、上記聖書箇所にイエスの宣教活動の核心——貧しい者たちと圧迫されている者たちの解放——を感じ取り、神学的遍歴を開陳した自叙伝風の著書⁴⁷において、そのことを苦難にあえぐ黒人の現実と結びつけた。彼は、そういう事柄を認識するために博士号を必要としなかったと述べながらも、結局は博士号を取得した「組織神学者」である。ジェイムズ・コーンは黒人の解放の斬新な言説を展開し続けたが、アメリカ合衆国という大帝国内に問題提起した黒人解放運動の代弁者として例の高学歴のキング牧師を評価する。ジェイムズ・コーンがやはりアカデミズムの世界に身を置いていたことは確かである。

サビールとジェイムズ・コーンの両者の解放の神学構想は、抑圧された側の人間としての尊厳を強調している点で同じ方向に向いていると言えよう。しかし、両者が対峙している相手や状況に向けられた批判の度合いには重要な差異が認められる。サビールは、コミュニティ活動

⁴⁶ Naim Ateek & Hilary Rantisi, *op. cit.*, pp. 36-66.

⁴⁷ James Cone, *Said I wasn't Gonna Tell Nobody*, Orbis Books, 2018, p. 15.

や、イスラームやユダヤ教徒との宗教間対話などに日常的に取り組みながら、パレスチナ人を傷つけてきた側に和解と赦しの手を差し伸べるという尋常ならざる正義と愛の精神に立つ平和構築を模索している。サビールは、その非暴力的な平和構築の方法のゆえに、絶対正義よりも、実行可能な正義——パレスチナの土地は「アブラハムの子たち」としてのパレスチナ人にもユダヤ人にも、キリスト教徒にもイスラームにも共有されねばならない——に希望を置く。

サビールのこうした高邁な理念の表明は、パレスチナの奪還とイスラーム国家の樹立を目指す上述のハマースの理念とは明らかに根本的に異なる。それはまた、黒人が黒人であること (blackness) の絶大な価値を強調したジェイムズ・コーンの非妥協的な姿勢とも異なる水準にある。ジェイムズ・コーンは、正義と尊厳を求めて戦う黒人の側に立つ「キリストは黒人だ！」⁴⁸とまで宣言し、キリスト教を普遍的宗教とすることにより、黒人が黒人であることを覆い隠す白人側のキリスト教の言説と対決している。

ナイーム・アティークは例の著書において、サビールの平和構築路線と解放神学の支えとなる言葉の一例をアカデミズム側にも見出ししており、そこに SBL との接点がある。

私は歴史の一人の観察者として、人間たちが罪責感なしに事を行えば、どんなことも決して長続きせず、後の段階で、自分自身を、そして、他の者たちを悩ますことになるという感じがますます募っている。われわれは、理論的にも、他の観点で [も]、発すべきであったはずの問い、何が正しいのか…というもっと理に適った問いを実際に発しなかった。われわれの罪責は非常に大きい、その問いから正しいことが何であるかに関する問いへと進まなければ、行動は決して長続きしない上に、揺れ戻しは激しくなるであろう。今日における諸教会では、部分的に、これまでにはなかった罪責感——パレスチナ人との関連で罪責感が足りないという罪責感——の形でそういう揺り戻しがたくさんある。永続的に健全なものが一切生じないあの悪循環——赦しもない、刷新もない、義の追求もない——が現にある。

上記引用は、キリスト教とユダヤ教との対話に関する重要な一連の論文⁴⁹を発表してきた世界的聖書学者クリスター・ステンダール (当時、ハーヴァード大学神学部前部長) が、罪責感に駆られたキリスト教側のユダヤ人側に対する対応の再吟味として、一九八一年六月二十二日、スイスのジュネーヴに本拠地を置く世界的エキュメニカル組織 WCC (The World Council of Churches) ——世界教会協議会——の「キリスト教会とユダヤ民族」会議において行った

⁴⁸ James Cone, *op. cit.*, p. 16.

⁴⁹ たとえば、“Judaism and Christianity I: Then and Now,” in *Harvard Divinity Bulletin* 28: 1(1963), pp. 1-9; “Judaism and Christianity II : A Plea for a New Relationship,” in *Harvard Divinity Bulletin*, New Series 1: 1(1967), pp. 2-9.

議長講演「新しい世代に向けて（Toward a New Generation）」の一部である。

「これまでにはなかった罪責感（A New Guilt）」とは、文中に明示されているように、「パレスチナ人との関連で罪責感が足りないという罪責感」——婉曲的に言えば、「パレスチナ人との関連で罪責感が必ずしも十分というわけではない」——を指す。ナイーム・アティークはこれを引用し、複雑な事情が絡み合った問題の正体を全体にわたって暴く誠実なクリスター・ステンダールの勇気ある説明責任を歓迎する⁵⁰。

上記引用文中の「われわれの罪責は非常に大きい」は、文体的に見て、弟を殺した責任を問われた兄カインが神に向かって語った言葉（『創世記』四章十三節）——「私の罪責は大きい（*“ōnī gādōl*）」——を念頭に置いたものと思われる。それは、『新改訂標準訳聖書』（*The New Revised Standard Version*, HarperSanfrancisco, 1989, p. 11）などの訳文のように、「罰」（punishment）とも解せるが、ここでは「罪の心」、「主観的な罪の重さ、苦しさ」⁵¹に関連する「罪責感」を意味すると考えられる。罪責に対する感性の度合いは人によって異なるが、われわれは、悔い改めようとせずにはふてぶてしい態度を取るカインと同様、自らの罪責から逃れることはできない。パレスチナ問題の文脈の中で、聖書学者クリスター・ステンダールは、そのような含蓄を読み取った。

クリスター・ステンダール自身は、同会議から二年後（一九八三年）、聖書文学学会（SBL）会長を務め、さらに、それより十一年前、キング牧師記念日にあたる一九七二年一月十五日、ミズーリ州カンザス市における公民権と平和を求める勢力の一集会において「裁きと憐れみ」（“Judgment and Mercy”）と題する講演⁵²を行った。その講演において彼は、神の裁きは不当な仕打ちを受けている者たちにとっては憐れみであり、他方、不正義を働き、他の者たちに対する権利侵害から利益を得てきた者たちにとっては破滅であると力説した。講演の最後に、終末論的な緊張感と喜びを漂わせた『ヨエル書』二章十二-十三節を引き合いに出しながら、「だから、泣こう！ そして、われわれに降りかかる裁きがそういう者たち（＝抑圧されている者たち）の解放となるように、彼らを喜ばせよう！」と彼は締めくくった。こういう水準の批判的知的遺産は見えざる巨大な政治的な領域である地下水脈に合流し、上述のSBL声明文にも連結していると筆者には思われるのである。

聖書の「聖なる土地」（the Holy Land）をめぐるのは、祖国を失ったユダヤ民族のパレスチナの「シオン」——「エルサレム」の古名——への帰還がキリストの再臨に至る定められた道筋の重要な出来事とするキリスト教シオニズム運動の潮流も存在する。アメリカ合衆国では、

⁵⁰ Naim Stifan Ateek, *op. cit.*, pp. 66f.

⁵¹ 関根正雄訳『創世記』岩波文庫、一九七六年第二十七刷、一六三頁。

⁵² 講演の全文は、Kristen Stendahl, *Paul among Jews and Gentiles*, Philadelphia: Fortress Press, 1976, pp. 97-108 に収録されている。

聖書に描かれる古代イスラエル民族と現代国家イスラエルとを同一視するキリスト教シオニズム運動には侮れない一定の政治的影響力がある。上記のクリスター・ステンダールの言葉は、こういう動きに対する一つの適切な批判的応答ともなるであろう。

さらに、ユダヤ人歴史家ヤコブ・M・ラブキン（モントリオール大学教授）は、シオニズム運動が掲げる「ユダヤ人国家イスラエル」というスローガンの虚構性、並びに、その運動の残虐さと腐敗を指摘している。彼によれば、流涕を自らの咎に対する罰とみなすトーラーの視点が棄却されることにより、ユダヤ人が旧約聖書の『サムエル記』に登場するペリシテ人の巨人ゴリアテのような圧制者の役回りを演じ、大きな混乱の種が播かれることになった⁵³。こうしたレトリックは、イスラエルとパレスチナのそれぞれの現在の立場を効果的に言い表していると思われる。

7. 地中海世界の中における古代都市ガザ

われわれは、現在のガザだけではなく、古代のガザにも注目しておきたい。古代のガザに対する敬意は古代世界の広がりや再認識させ、ガザの現在へのまなざしを深める。

まず、指摘されねばならないのは、SBL 第二声明文において言及されているガザ⁵⁴の複雑な歴史的・地政学的事情が創作話ではないということである。考古学を専門とするクリストフ・ユーリンガー（SBL 会員、チューリッヒ大学教授）が権威あるドイツ語圏の宗教百科事典において簡潔に説明しているように、ガザはエジプトとシリアを結ぶだけでなく、アラビア半島と地中海を結ぶパレスチナ南西部最重要の通商路として、また、軍事的要衝として栄えた⁵⁵。

古代都市ガザは、キリスト教側が「旧約聖書」と呼ぶヘブライ語聖書においてしばしば言及されている⁵⁶。たとえば、『ヨシュア記』十三章三節では、南「から」(min) 北「へ」('d) と

⁵³ ヤコブ・M・ラブキン著、菅野賢治訳『トーラーの名において—シオニズムに対するユダヤ教の抵抗の歴史』平凡社、二〇一〇年、十八頁。

⁵⁴ 「ガザ」は、アジアにおけるトットモス三世の軍事行動に関するエジプトの記録——カルナクのアメン神殿の壁に彫り込まれたもの——において、「支配者が攻め落としたもの」として言及されている。H. Jacob Katzenstein, "Gaza in the Egyptian Texts of the New Kingdom," in *Journal of the American Oriental Society* 102. 1(1982), pp. 111-113. 古代都市「ガザ」に関する全体的記述は、H. Jacob Katzenstein, "Gaza," in Ed. by D. N. Freedman in chief, *The Anchor Bible Dictionary*, D-G, Vol. 2, Doubleday, 1992, pp. 912f; Johannes Hahn, "Gaza," in Bd. 2, 4. Auflage der *RGG*, hrsg. von H. D. Betz, s. 482; Aren Meier, "Gaza," in *The Oxford Encyclopedia of the Bible and Archaeology*, ed. by Daniel M. Master, Oxford University Press, 2013, pp. 451-453. なお、「ガザ」の項目を分担執筆したアレン・マイヤー（バル・イラン大学）は、SBL 第二声明に対する上述の抗議声明（「反テロ派声明——ガザとイスラエルにおける現在進行中の人道的危機に関する SBL 理事会声明に関連して——」）の署名者の一人として名前を連ねている。

⁵⁵ Christoph Uehlinger, "Gaza," in *R.G.G.*, s. 481.

⁵⁶ Brown-Driver-Briggs, *op. cit.*, p. 738. ヘロドトウス『歴史』(ii. 159; iii. 5) では、「カデュティス (Kadutis)」が「ガザ」と想定される。他に、一世紀のユダヤ人歴史家ヨセフスの著作『ユダヤ戦

いう定式で挙げられている五大都市（ガザ、アッシュケロン、アッシュドド、エクロン、ガテ）の一つとして「ガザ」が言及されている。ペリシテ人⁵⁷の「まだ残っている占領すべき区域」として記述されているこれらの五都市は、ダビデによって王国に併合されたが、互いに同盟を結び⁵⁸、比較的広範囲にわたる独立状態にあったと考えられる⁵⁹。

多くの学者たちは、これらの都市の「領主」に相当する元のヘブライ語（“seren”）と、「専制君主」を意味するギリシア語 “tyranos”、ペリシテ語、ヒッタイト語、アナトリア語系言語との関係を想定している⁶⁰。この語は、ペリシテ人の王の称号に限定されて使用されている（『士師記』三章三節も参照）。この言語的事実は、多様な文化圏における異民族間の交流を前提としてこそ説明可能である。

「ガザ」はまたアッシリアの楔形文字テキストにも言及例があり、ガザの王たちの名前も挙げられている。たとえば、アッシリア帝国のティグラトピレセルⅢ（紀元前七四五–七二七年在位）とサルゴンⅡ（紀元前七二二–七〇五年在位）の時代におけるガザの王名ハンノ——ヘブライ語では「恩恵を受けし者」の意味——は、『サムエル記下』十章一節におけるアンモン人の王「ハヌン」の名を想起させる。また、幕屋や備品などの製作にあたる工人集団のリーダーとして『出エジプト記』三十一章二節などに言及されているユダ族に属するウリの息子「ベツアルエル（בְּצַלְאֵל）」——「神の保護の下で」の意。エルサレムの「ベツアルエル」美術デザイン学院の名称の由来——と同じ名前の異形 “šil-Bil” (= Bel is protection)⁶¹——ヘブライ語では “צַלְבַּעַל” (= バアルは保護) ——がガザの王名としてアッカド語楔形文字テキストに残っている⁶²。これらのことは、オスマントルコ帝国時代の十九世紀後半にはすでに知られていた貴重な考古学的知見である。

記』 i . 3, 80; ii . 6, 97; 『ユダヤ古代誌』 xiii. 5, 150 ; xiv. 5, 88; xv. 7, 217; xvii, 11, 320 など。

⁵⁷ Ed. by James B. Pritchard, *Ancient Near Eastern Texts Relating to the Old Testament*, Princeton University Press, 1950, p. 262.

⁵⁸ 『フランシスコ会聖書研究所訳注 聖書』（サンパウロ、二〇一五年第二刷）四七七頁、注2。『申命記』二章二十三節は、ペリシテ人発祥の地とされるカフトルの人々がガザに至るまでのアビム人を滅ぼして、住みついたと伝えている。

⁵⁹ *Die Bücher Josua, Richter, Ruth*, übersetzt und erklärt von Hans Wilhelm Hertzberg, Vandenhoeck, 1954, s. 86.

⁶⁰ Hartmut N. Rösel, *Historical Commentary on the Old Testament: Joshua*, Leuven: Peeters, 2011, p. 190. E・エールリッヒ著、馬場嘉一・恵二共訳『イスラエル史——原始から神殿破壊まで』日本基督教団出版局、一九六五年第三版、三十頁。

⁶¹ アレン・マイヤーは、この王名はアッシリアの支配の受容を意味すると指摘する。Aren Meier, *op. cit.*, p. 450. *The Jewish Encyclopedia*: <https://www.jewishencyclopedia.com>. 二〇二四年五月十三日最終閲覧。

⁶² Eberhard Shraeder, *The Cuneiform Inscriptions and the Old Testament*, Vol. 1, Williams and Norgate, 1885, pp. 149–150. アッシリア帝国時代におけるペリシテ人の上述の主要都市国家をとりまく時代状況は、発掘作業に基づく聖書の関連記述の裏付けによって明らかにされている。詳細は下記を参照。Hayim Tadmor, “Philista Under Assyrian Rule,” in *The Biblical Archaeologist*, Vol. XXIX (1966, 3), pp. 86–102.

さらに、テーベにある神殿の碑文によれば、エジプト王国第二十王朝の王ラメセス三世（紀元前十二世紀前半）は、国外のいろいろな集団——「海の民」（peuples de la mer）——の侵入を受けたが、「海の民」をエジプトから撃退した。その一部であるペリシテ人はパレスチナ沿岸に定着し、ガザ、アシュケロン、アシュドド、ガト、エクロンといった都市に五人の領主を置いて先住カナン人を軍事的に支配した。『アモス書』一章六節以下におけるペリシテ弾劾の中で、ガザが最初に槍玉に挙げられていることから窺われるように、ガザが最重要の軍事的・商業的位置を占めていたと思われる。

「海の民」に属するとされている人々は、海洋民族だけではなく、内陸部のシリア南部から移動してきた人々も含まれている。これらの人々の出身地は、ヒッタイト帝国、キリキア、北シリア沿岸、ユーフラテス川沿いの都市カルケミシュ、キプロス島やシシリー島を含むエーゲ海諸島など多岐にわたる。ペリシテ人は元来、イスラエル諸部族が属するセム族とは異なる系譜に属し、聖書の記述（『アモス書』九章七節、『エレミヤ書』四十七章四節）では、「カフトル」——クレタ島——出身とされる。また、ペリシテ人の起源をイルリア——バルカン半島東岸——に求めるインドヨーロッパ語族起源説もある。「起源ははっきりしないところがある」⁶³とアメリカ合衆国の生物学者レイチェル・カーソン（1907-1964年）はいみじくも述べたが、この命題は、ペリシテ人の起源問題にも当てはまるであろう。

鉄器を使用するペリシテ人の侵入は、イスラエルの諸部族にとっては最大の危機であった。そういう歴史的事情が、『士師記』十三-十六章に伝えられる大力無双の英雄サムソン——戦うことにも愛することにも一生懸命の男——にまつわる伝説に反映され⁶⁴、そこにはギリシア神話的モチーフが認められる。たとえば、プテラーオスはポセイドンによって黄金の毛髪を植えられ、不死とされた。しかし、娘コマイトーは、父プテラーオスが支配するタポスを陥れようとするアムピトリュオンに恋した。娘コマイトーが父プテラーオスの黄金の毛を取り去ったため、父プテラーオスは死に、その結果、アムピトリュオンはタポスの人々の鳥々を手中に収めた⁶⁵。このギリシア神話のモチーフと酷似したサムソンとデリラの物語には、ギリシア的・地中海的世界の影響が見出される⁶⁶。

ペルシア帝国の支配下におけるガザはギリシアとの交易で栄えたことが、出土された貨幣から窺われる。ティルスに次ぐ重要な要塞ガザはアレクサンドロス大王によって粉碎されたが（紀元前三三二年）、その後再建され、ますますギリシア化されていく。ヨセフスは、『ユダヤ

⁶³ Rachel Carson, *The Sea Around Us*, Oxford, 1951, p. 3.

⁶⁴ E・エールリッヒ著、上掲書、三十二頁。James L. Kugel, *How to Read the Bible: A Guide to Scripture, Then and Now*, New York: Free Press, 2007, pp. 396-401.

⁶⁵ アポロドーロス著、高津春繁訳『ギリシア神話』岩波書店、二〇一〇年第七十九刷、八十三-八十六頁、一六八-一六九頁。

⁶⁶ 関根正雄『旧約聖書文学史上』岩波書店、一九七八年、二一九-二二三頁。

古代誌』(xvii. 11. 4) や『ユダヤ戦記』(ii. 6. 3) において、ガザを「ギリシア人都市 (polis Hellēnis)」と明確に言い表している⁶⁷。誕生してまだ間もない当時のキリスト教の世界でも、「ガザ」の存在は知られていた。たとえば、『使徒言行録』八章二十六節には、「ガザ」へ下っていく道に関する言及がある。このガザは「さびれている (erēmos)」と説明されている。これは、かつて栄光の中にあったガザが「さびれたまま」(menousa erēmōs) であるとするギリシアの地理学者ストラボンの大雑把なメモ（『地理書』十六・二・三十）を想起させる。M. ヘンゲルが指摘するように⁶⁸、ガザは、古代イスラエルを統治したハスモン朝の王アレクサンドロス・ヤンナイオス（紀元前一〇三-七十六年在位）によって破壊され（紀元前九十六年）、執政官ガビニウスによって元のガザから南方に再建されている（紀元前五十七年）⁶⁹。それゆえ、ストラボンの上述のメモは無知に基づく可能性もあるが、歴史の浮き沈みを繰り返して体験されてきたガザの当時の状況を記述したものとしてこれを理解するならば、必ずしも不可解ではないであろう。古代都市ガザは、紀元後一世紀後半成立の『使徒言行録』の著者ルカが、「敬虔で、神を恐れる (eusebēs kai phoboumenos ton theon)」(十章二節) ディアスポラの社会的富裕層の異邦人を主たる読者として想定し⁷⁰、あるいは、ユダヤ人のディアスポラ体験の具体化⁷¹として、エルサレム中心主義に立って思い描いた「地の果てにまで (heōs eschatou tēs gēs)」及ぶキリスト教の地理的範囲（一章八節）の中に含まれていた。

ところで、聖書の歴史との関連で注目されるべきは、アフリカにおけるホモ・サピエンスの拡散を明らかにしつつあるゲノム編集解析の成果⁷²である。たとえば、モロッコ北東部で発見された人骨はゲノムの六割程度が中東のナトゥーフ文化の人々⁷³とも関係し、アフリカと中東との遺伝的つながりがあるとされている。こうした古代 DNA 研究の成果は、人間が生物学的にはホモ・サピエンスという一つの種であり、人種というカテゴリーが生物学的な実態に即し

⁶⁷ Emil Schürer, *A History of the Jewish People in the Time of Jesus Christ, Second Division: The Internal Condition of Palestine, and of the Jewish People, in the Time of Jesus Christ. Volume 1*, Hendrickson Publishers, 1995, p. 68f.

⁶⁸ M. Hengel, "Der Historiker Lukas und die Geographie Palästinas," in *ZDPV* 99, 1983, s. 165; F. F. Bruce, *The Acts of the Apostles: Greek Text with Introduction and Commentary*, William B. Eerdmans Publishing Company, 1990, p. 225.

⁶⁹ ヨセフスの諸記録（注 56）参照。

⁷⁰ 荒井献『使徒行伝中巻 現代聖書注解全書』新教出版社、二〇一四年、八十四-八十六頁。

⁷¹ Margaret Aymer, "Exotica and the Ethiopian of Acts 8:26-40: Toward a Different Fabula," in *JBL* (2023): 142(3), pp. 533-546.

⁷² 篠田謙一『人類の起源——古代 DNA が語るホモ・サピエンスの「大いなる旅」——』中公新書、二〇二二年第九刷、一-八頁、一〇三-一〇四頁。

⁷³ 紀元前一万二五〇〇-一万一〇〇〇年頃、狩猟・採集民がレヴァント（東部地中海）に居住したと言われている。北アフリカ起源と思われる技法を使用した細石器も発掘されている。こういう考古学上の知見は、聖書の歴史に関する記述の一部を構成している。Ed. by James B. Pritchard, "In the Beginning: Hunters and Producers of Food," in *The Harper Atlas of the Bible*, Times Books Limited, 1987, pp. 24-25.

ていないという貴重な知見をわれわれにもたらしめている。国家、国境、国籍、人種などといった概念は永遠不変なものではなく、また、絶対的なものでもなく、長年にわたる人類の移動と拡散の結果である。それゆえ、キリスト教の母胎としての聖書の世界、ひいては、古代都市ガザがその中に位置している「聖地」そのものは、真空パック状態で単独に存在してきた別世界ではなく、人類史的にも考古学的にも、また、文献学的にも、エジプトを含む古代地中海世界の影響を深く受け、互いに人々が豊かに交流してきた真っ只中にあるという人文学的認識を共有すべきである⁷⁴。

結びに代えて——力の論理に馴染まぬ気高さを求めて——

本稿は、SBL 声明文に含意されている重要な論点、同声明文に対する厳しい反論、パレスチナ内における様々な動向、「聖地」理解などについて、欧米とイスラームとの関係に関する近年の研究に加えて、聖書学、考古学、文献学、言語学、古代 DNA 研究などから得られる知見をも手がかりとして検討してきた。そこから見えてくるのは、学問研究の限界、及び、暴力を是としない倫理構築の学問的責任を果たすためのたゆまざる努力の必要性である。後者の観点から言えば、ガザとイスラエル双方の犠牲者、重傷者、人質やその家族、会員関係者に配慮した SBL の一連の平和主義的な緊急声明文は、不備を指摘されながらも、力の論理に馴染まない気高さを求めるアカデミズム側の平和構築プロセスであると理解される。

現在進行中のパレスチナの人道危機に対応するための実行可能な方策は、徹底した話し合いによる地道な努力の積み重ねしかないであろう。共存の合意を形成していくばらの長い道のりを前向きに歩むためには、互いの文化の違いと論理の違いを理解し合う寛容力が必要である。それと並行して、「平和」とは何であるか、それが誰にとっての「平和」であるかについて、双方向的かつ多角的に真剣に検討し続けることも重要である。

停戦に向けての交渉が今行われているが、パレスチナ、イスラエル、並びに、関係諸国は、「平和」を創り出すプロセスを「再想像する (re-imagine)」⁷⁵ 叡智を共有しなければならない。それはもちろん、国際社会全体の緊急課題でもある。ここで、改めて「それが遠くの方のトルコかなんかで、戦い合っている場合」という上述の『ファウスト』の一節が思い起される。そ

⁷⁴ 考古学的成果や文献学的分析に裏付けられた関根正雄の一連の論考——「古代地中海世界におけるイスラエル」、「旧約聖書の地中海的背景」——を参照（『関根正雄著作集第六巻 旧約学論文集（中）』新地書房、一九八六年、第二刷、三一五-三七三頁）。

⁷⁵ “re-imagine” は、ニューヨーク生まれでロンドン育ちのナイジェリア人女性（Catherine Labiran）——詩人で人権活動家——へのインタビューから採用した。彼女の特集記事は国際連合人権高等弁務官事務所ホームページ参照。<https://www.ohchr.org/en/get-involved/stories/people-have-had-re-imagine-and-reshape-their-lives>. 二〇二四年三月十八日最終閲覧。

の一節は現在のパレスチナ情勢にも当てはまるであろう。パレスチナが遠くのはずれにあり、そこで戦闘が行われているというこの埋め尽くし難い距離感を少しでも埋めていくには、平和「再想像」と結びついた叡智と感性が求められるであろう。平和「再想像」を意図する大学・大学院の良質な教養教育の重要性が今後ますます増してくるようになると思われる。

最後に、パレスチナ問題を理解するための想像力と感性の基本は、上述の写真集が動かぬ証拠をリアルに提示しているように、居住空間の人為的な分断、自由な移動の制限、人命の危機などといった人権蹂躪を非常識として認識する「コモン・センス」——上述のクリスター・ステンダールの言葉で言えば、「これまでにはなかった罪責感（A New Guilt）」——を持つことにある。この認識は、世界各地における紛争に関する考察の基本ともなることが期待されよう。

Issues Related to the SBL Statements

SHINMEN Mitsugu

This paper addresses SBL (Society of Biblical Literature) statements and their related issues. SBL has made three statements about the armed conflicts between Israel and Hamas-led Palestinian militant groups. The first one, dated October 16, sounds pro-Israel. It denounces the terrorist attacks in Israel initiated by Hamas on October 7, 2023, and says, “We stand in solidarity with the people of Israel.” The second one, dated October 20, declares at the beginning, “The Society of Biblical Literature’s Council is saddened and horrified by the ongoing humanitarian crisis and human rights violations unfolding in Israel and Gaza.” It is striking that “and Gaza” is added. It is more specific about the ongoing violent situation in Gaza, such as the loss of innocent life, deprivation of basic shelter, lack of safety, food, water, electricity, medical supplies, and other life essentials. It differs manifestly from the first statement. The statement encountered, however, a strong reaction among some Jewish groups, which sternly denounced the second statement, saying it displays a “lack of a moral compass and understanding about who did what and what is at stake.” The third statement, dated October 31, suggests that both the first and second statements should be read together because they represent the mind of the Council, adding that the second statement was meant to supplement the first and that they apologize if the former was understood as a replacement or modification of the latter.

In Palestine, called “The Holy Land,” there are several different movements. One is Hamas, which insists that Palestine is “our land,” while an ecumenical grassroots liberation theology called “Sabeel” — “channel” or “spring” in Arabic — continues to press the dignified claims of truth and righteousness against injustice and the peace-making extension of the hand of forgiveness to those who have injured the Palestinians. There are also Zionistic movements among some Jewish groups and evangelical Christians. Since Palestine is a land of two peoples, the Israeli Jews and the Palestinians, as well as a land of three deeply related faiths — Judaism, Islam, and Christianity—, the key to peace is the acknowledgment that this land should be shared.

The history of Palestine has been written primarily by Western scholars, who have tried to find the roots of European culture. This has resulted in a distorted picture of Palestine, deter-

mined by the particular standpoint of the Bible. We, therefore, need “a new guilt,” which means “the guilt for not having felt sufficiently guilty in relation to the Palestinians” (Krister Stendahl, a world-renowned Swedish biblical scholar).